

【別添1】夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件の一部を改正する件 新旧対照表

夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件（平成二十七年五月環境省告示第八十六号）（抄）

改正後	改正前
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第十九条の五第一項第二号の環境大臣が告示で定める要件は 次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 射撃場における五回以上の射撃において <u>次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃にあつては次のイに掲げる範囲）</u> に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のつ等に依託する場合を含む。）は問わない。</p> <p>イ 標的の中心から二・五センチメートル</p> <p>ロ 標的の中心から五・〇センチメートル</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第十九条の五第一項第二号の環境大臣が告示で定める要件は 次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 射撃場における五回以上の射撃において <u>標的の中心から二・五センチメートルの範囲</u> に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のつ等に依託する場合を含む。）は問わない。</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>二・三 （略）</p>